

～児童手当制度のご案内～

支給要件について

★支給対象となる児童

原則として国内に居住する高校卒業まで（0歳から18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童

★受給者

次のいずれかに該当する燕市に住民登録のある方

- ① 支給対象となる児童の父または母のうち、生計中心者（住民登録がある外国人の方を含みます）
- ② 支給対象となる児童の未成年後見人
- ③ 支給対象となる児童の父母が外国在住の場合に、父母に指定された方(父母指定者)
- ④ 支給対象となる児童を養育している里親
- ⑤ 上記①～④以外で支給対象となる児童の生計を維持されている方

※ただし、支給対象となる児童が児童福祉施設に入所している場合等は、当該施設の設置者等が受給者となります。

※所得制限はありません。

支給額（児童1人当たりの月額）について

児童の年齢	支給額 (第1子・第2子)	支給額 (第3子以降)
3歳未満（3歳の誕生日の属する月まで）	15,000 円	30,000 円
3歳～高校生年代	10,000 円	

※「第3子以降」とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どものうち3番目以降をいいます。ただし、高校卒業以降の児童の分は支給されません。

支給時期等について

原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の10日に、それぞれの前月までの2か月分の手当を支給します。(ただし、10日が金融機関休業日の場合はその前営業日)

支給対象月	支給日
12月分・1月分	2月10日
2月分・3月分	4月10日
4月分・5月分	6月10日
6月分・7月分	8月10日
8月分・9月分	10月10日
10月分・11月分	12月10日

当該年度の支給日については、ホームページからご確認ください。

ホームページ二次元コード



※ 申し出があった方については保育料や学校給食費などを、児童手当等から徴収することができます。また児童手当等の全部または一部を受けず、地域の児童の健やかな成長を支援するため、市に寄付することができます。詳しくはお問い合わせください。

手続き方法について

★出生・転入等により、新たに受給資格が生じたときや変更となったとき

事実が発生した日の翌日から起算して15日以内に窓口にて「認定申請」や「変更届」の手続きを行ってください。手当は原則として、請求した月の翌月分から支給されます。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。

★里帰り出産等で住所地に出生届を提出されなかった場合でも、事実が発生した日の翌日から起算して15日以内に住所地にて児童手当の手続きをお忘れなく行ってください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。詳しくは住所地の市区町村担当窓口にお問い合わせください。

★公務員の方

勤務先へ請求してください。（ただし、独立行政法人、地方独立行政法人等の職員の方は
燕市へ請求してください。詳しくはお問い合わせください。）

【15 日特例】 誕生日や転入日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から 15 日以内であれば、申請月分から支給されます。

【手続きに必要なもの】

〈必ず必要なもの〉

- ① 請求者の加入医療保険の資格情報が分かるもの（保険証、資格確認証等の写し）
※ただし、燕市国民健康保険加入者は不要
※マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータルからダウンロードした健康保険証（PDF）をご用意ください
- ② 請求者名義の金融機関口座の分かるもの（配偶者、児童名義等の口座へは支給できません）
- ③ マイナンバーカードまたは番号通知カード（請求者・配偶者・子）

〈該当者のみが必要なもの〉

- ④ 申立書等書類等

※その他必要に応じ、追加で書類の提出が必要になる場合があります。

現況届（続けて手当を受ける手続き）について 【原則不要となりました】

毎年 6 月 1 日の状況を把握し、6 月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。令和 4 年 6 月から現況届の提出は原則不要となりましたが、以下の場合は引き続き現況届の提出が必要です。期限内に提出がない場合には 6 月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【現況届の提出が必要な方】

- ① 児童を別居監護している受給者
- ② 配偶者と離婚協議中の受給者
- ③ 里親等施設受給者

【裏面へ続く】

④18 歳～22 歳の子を含めて 3 人以上の子がいる世帯で、18 歳～22 歳の子が進学以外の状況である場合

⑤その他、燕市から提出の案内があった受給者

その他の手続きについて

次のような場合は窓口にて手続きを行ってください。

- ・受給者や配偶者、児童の住所（転出・転居など）、氏名を変更したとき
- ・配偶者を、有しなくなったとき、または有するようになったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ・受給者の振込口座を変更したいとき
- ・受給者と児童が別居したとき
- ・養育する児童が増えたとき、減ったとき
- ・受給者が公務員になったとき、公務員をやめたときなど、その他必要に応じて
- ・18 歳～22 歳の子を含めて 3 人以上子がいる世帯で、18 歳～22 歳の子が多子加算の算定児童となる場合（申請書と併せて、『監護相当・生計費の負担についての確認書』の提出が必要）

※受給者が市外へ転出する場合は、転出先の市区町村で転出予定日の翌日から起算して 15 日以内に新たに請求手続きをしてください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

※金融機関の統廃合により支店番号等が変更になった場合は、手続きの必要はございませんが、手当が一時支給できなくなる場合がございます。支店番号等が変更となる場合はご連絡ください。なお、支店番号とともに口座番号も変更となる場合は、口座変更の手続きが必要です。

《問い合わせ先》 ご不明な点等がございましたらお問い合わせください

燕市 こども政策部 子育て応援課 こども福祉係 TEL 0256-77-8186

（土・日・祝日を除く、月～金曜 午前 8：30～午後 5：15）